

省エネ診断支援事業費補助金

省エネ診断を実施した中小企業等に対し、省エネ診断の受診費用のうち、事業者の自己負担分を補助します。

＜省エネ診断とは＞ エネルギーの専門家が診断員として事業所を訪問等し、現状のエネルギー使用状況等の把握を行うとともに、省コスト化が図れる改善策を提案します。提案内容については、0コストで実施できるものから、設備投資が必要なものまで幅広く、実施した場合における経済的メリットや削減できる温室効果ガスの量、投資回収期間なども併せて説明がなされます。

申請期間 令和8年7月1日（水）～ 令和9年2月26日（金）

※予算の上限に達し次第、受付を終了します

経済産業省が実施する以下の省エネルギー診断を対象とします。

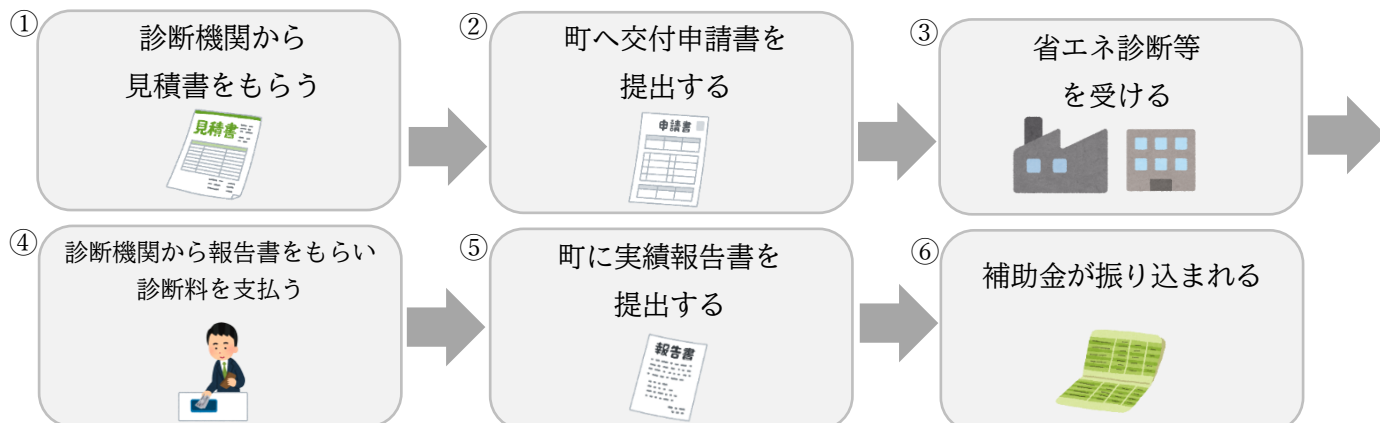
	診断名	対象	診断を行う機関	費用（税込）	補助率	上限
1	省エネ最適化診断／ ウォークスルー診断	工場・ 事業所	（一財）省エネルギー センター ※診断名は省エネ最適化診断	9,460 円～30,470 円 程度	10/10 （消費税 は対象 外とす る）	5 万円
2			省エネお助け隊 登録診断機関 ※診断名はウォークスルー診断	16,016 円～51,051 円 程度		
3		特定設備 のみ	省エネお助け隊 登録診断機関	6,006 円/設備 ※最大 2 設備まで		
4	IT 診断	工場・ 事業所	省エネお助け隊 登録診断機関	22,000 円～110,000 円程度 （最大 220,000 円）		
5	伴走支援	工場・ 事業所	省エネお助け隊	11,000 円～22,000 円程度 （最大 51,051 円）		
6	ステップアップ診断	工場・ 事業所	（一財）省エネルギー センター	19,690 円		

省エネお助け隊に興味のある方は『特定非営利活動法人 環境ネットやまがた』（023-679-3377）へご相談ください。

補助対象者 中小企業基本法に定める中小企業で、町税等を滞納していない町内の事業者。または、
（※）会社法上の会社に該当しないもので、町税等を滞納していない町内の事業者。
（※）「社会福祉法人」、「医療法人」、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」、「学校法人」等

補助金の額 補助対象経費の 10 分の 10 以内とし、上限 5 万円。
ただし 100 円未満の端数を切り捨てた額。（消費税は対象外）

補助金の手続きの流れ



※実績報告期限は、補助事業の日から起算して 30 日を経過する日または令和 9 年 2 月 26 日のいずれか早い日までとします。

お問合せ先 高島町企画課ゼロカーボン推進係 TEL 0238-52-1215